

# 高橋虫麻呂の研究史Ⅱ

西 地 貴 子

小稿は、虫麻呂歌の表現を史実の反映と見なしながら、そこから虫麻呂の実態を究明し、評価を試みようとするわけではない。天平期の文化事象を視野において、天平文人としての虫麻呂、文人歌として虫麻呂歌を定位させてみようとするのが、ここでのささやかな試みである。

## —

まず『万葉集』に長歌十四首、短歌二十一首、旋頭歌一首を残した虫麻呂は、いつたいどのような経歴をもつて、万葉の歌人として登場してくるのか、見ていこう。

周知のように、虫麻呂の出自は正史に伝えられていない。唯一われわれの手元にできるのは、「四年壬申、藤原宇合卿、西海道の節度使に遣はされる時に、高橋連虫麻呂の作る歌一首并せて短歌」（巻6九七一・九七二）の題詞が語るように、天平四（七三三）年頃宇合となんらかの親交があつたということのみである。ただ「正倉院文書」の天平十四（七四三）年十二月十三日の優婆塞貢進の解に、「少初位上高橋虫麿」の署名がみえるのを、武田祐吉氏は「虫麻呂自筆の文書」と考えられ、また年代の合致や位の低さなどからも、万葉歌人高橋虫麻呂と同一人物と

推定されている。<sup>(注1)</sup>

この「少初位上高橋虫麻呂」が優婆塞を貢進した天平十四年と、字合に贈った歌の題詞に見られる天平四年とは、さほど時間のひらきはなく、同一人物とすることに無理がないようには思われる。かりに同一人物と考えるならば、そこに記された「山背国葛野郡橋頭里」の優婆塞を貢進したという記事から、桜井満氏のいわれるように、<sup>(注2)</sup> 延喜式に見える山城国愛宕郡の高橋神社周辺を出身地と推定することもできるかも知れない。

五味智英氏によれば、正史『続日本紀』所見の「高橋連」姓は、天平勝宝六（七五四）年二月条に大宰府在任の小野老に命ぜられて、南島に牌を立てた宮人牛養、神護景雲二（七六八）年二月、夫と父親との死後にその貞節孝義を表彰されて、終身税を免除されることになった対馬上県郡の波自米女、宝龜七（七七六）年正月に正六位上から外従五位下を授けられ、同九年一月に画工正であつた鷹主の三人にすぎず、『万葉集』にはこの虫麻呂のみである。しかしながら、『万葉集』には「連」姓が虫麻呂以外に見られず、これら三人を万葉歌人高橋虫麻呂と直接関係づけるものはない。つまり、彼らの存在によるならば、虫麻呂は決して名門の出自とはいえないだろう。

また『新撰姓氏録』によれば、右京神別上、山城国神別、河内国神別にそれぞれ大新河命の後、小前宿祢の孫、伊己布都大連の後、これらをさかのぼると饒速日命にいきあたるという。そして「高橋連」は物部氏と同祖となり、石上氏とつながりがあると記されている。他に、伊賀国山田郡の東人（『靈異記』中卷15）や、越前国坂井郡の安床・繩麻呂（『寧樂遺文』下巻）など、「高橋連」姓の者は多く、五味氏は「虫麻呂に關係の深いのは大和・山城・河内」と指摘される。<sup>(注4)</sup>

なお『日本古代人名辞典』に、宝龜の頃東大寺写経所に奉仕した仕丁の高橋連真石という名が見える。桜井氏は、この系譜から文学的芸能的伝統が、虫麻呂に伝えられている可能性を想定されている。虫麻呂が山城国神別の小前宿祢の子孫である高橋連家の出身で、大前小前宿祢以来の神事芸能を伝えた環境のなかで、その文学的素養を育成

していたと説かれている。

中西進氏は、『紹運録』で「高橋連」「高橋朝臣」を調査された。景行紀五十三年に、磐鹿六雁が安房浮島宮において天皇の饗応をしたという記事によつて、その人物は土着の人間でなければならないこと、このとき六雁が膳臣の姓である大伴部を賜つてゐること、また六雁が亡くなるときに、『高橋氏文』のなかに高橋氏を上総国・安房国の長とみなしてゐる文がみえることなどから、安房から上総・下総一円に勢力をもつてゐた高橋朝臣系統は、膳部出身者であつたのではないかと論じられている。さらに、饗応の時の記事が『日本書紀』(景行天皇条)にみえることにも注目され、物部を高橋朝臣が支配したということを示し、本来の物部、後の高橋連系統が高橋朝臣の系譜に吸収され、併記されていつたのではないかと述べられている。

この他にも、中西氏は『万葉集』のなかで「虫麻呂」の名をもつ者、阿部虫麻呂と高橋虫麻呂をのぞく三名がいすれも東国関係者であることから、高橋虫麻呂が東国出身者ととらえられてゐる。<sup>(注5)</sup>しかしながら、占部虫麻呂(巻20四三八八)は下総国、刑部虫麻呂(巻20四三三九)・川原虫麻呂(巻20三四〇)はともに駿河国の防人であり、上総と下総とでは地理的に遠く、中西氏の指摘はこの点で説得力に欠ける。

一方で、金井清一氏は「高橋連」の出自の面からさらに筆をすすめられ、祖先を異にする高橋朝臣という氏族と高橋連が無関係ではないことを想定されている。<sup>(注6)</sup>まず「高橋朝臣」は『新撰姓氏録』(左京皇別上)に、阿部朝臣と同祖である膳臣の姓を経て、天武十二(六八三)年に高橋朝臣を賜つたとある(『日本書紀』景行天皇条その他・『高橋氏文』に同じ)。また、祖先が孝元天皇の皇子大彦命であることから、この祖先の異なる両氏族の居住地域の重複によつて、六世紀以来東国に地盤をもつた高橋朝臣が、東国の経済的地盤を保持しつづけ、現地の物部系氏族、高橋連としてその支配下に組み込んでいつたと論じられる。

そうすると、虫麻呂の東国出身説はもとより、現地採用説が有力となろう。したがつて、高橋連は高橋朝臣系の

伝承に触れつつ、物部系の伝承をも保持していたならば、金井氏の指摘されるように、豊富な古代伝承を自らの文學的環境として享受し、虫麻呂は己れの作品の物語的要素の濃い一面に結びつけたとも考えられる。

さらに、松原博一氏の論じられる出自説にもふれておこう。<sup>(注7)</sup> 松原氏は、中西氏や金井氏の説をふまえながら、大化の改新後、「高橋朝臣」のほうが「高橋連」よりも優勢であることを、『続日本紀』によつて指摘された。そして、天武八姓による「朝臣」と「連」の差は、社会的地位の差であること、「地域的勢力圏」に高橋連の居住地域が重なつてゐる」ことで、両氏族になんらかの関係があつたのではないかと論じられている。孝元紀の大彦命の勢力圏の一つに、東国があることを推定する根拠になり得るといわれる。

このように、高橋虫麻呂を東国出身者とみなす説にしたがえば、藤原宇合との関係は、養老年間に常陸ではじまつていたとみることに問題はない。また、大伴卿にかかる題詞のみえる歌（巻9一七五三・一七五四、巻9一七八〇・一七八一）が、高橋虫麻呂が東国出身者ならば、地理的な面での案内役として不足はない。ただ、常陸国に赴任在官中の官人がいながら、検税使として東国まではるばるやつてきた大伴卿の案内を、土着の官人にゆだねるだろうか。虫麻呂が赴任在官中の身であつたからこそ、案内役を任せられたと考へることのほうが、よほど無理がないように思われる。

藤原宇合と高橋虫麻呂との関係が、養老年間に常陸ではじまつていたということはほぼ通説となつてゐる。虫麻呂の活動時期を第三期ではなく、第四期とする徳田淨氏<sup>(注8)</sup>、土屋文明『私注』、そして井村哲夫氏<sup>(注9)</sup>などの説がある。

これらは、虫麻呂の常陸時代を天平中期から天平末期頃だつたとし、とくに井村氏は検税使の位階の問題や、虫麻呂歌集の年代順による配列の問題、そして宇合が常陸國守であつた時期などの調査から、虫麻呂が常陸に在官していたことは認められているものの、東国で宇合と虫麻呂とは接触することはないと見解を出している。

このように諸説を検討してみても、決定的な結論は得られない。宇合と虫麻呂との関係が養老年間にはじまつて

いたとの説、虫麻呂を東国出身とみなす説、この他詠まれた歌に常陸國のものが多いことから、虫麻呂の常陸在住についてふれているものが多くある。しかし、虫麻呂のうたう作品からは、虫麻呂の大和在住の可能性をもまた考えられるのである。中西氏や金井氏、松原氏の説のように虫麻呂を東国出身者とみなす説にしたがえば、虫麻呂は現地で見出された人物となるが、後に述べるように、宇合と虫麻呂には単なる上司と下僚だけではない関係があり、東国出身と限定する必然性はないようと思われる。

虫麻呂の中国文学の素養を考えると、東国出身者とみなすよりも、東国より書物が手に入りやすく中国文学を学ぶ環境が整っていた畿内に、その拠点をおいていたと考えたほうが自然ではないだろうか。また、赴任中のみ畿内に居住するのではないかこそ、その土地での儀礼歌が多くなるのではないか。逆にいえば、伝説や風土をうたつたものに東国關係のものが多いのは、常陸国に赴任在官中の虫麻呂が、畿内とは異なる風土に魅かれて創作の契機としたとも、また考えられる。

これらの論議において見過してならないのは、虫麻呂が東国出身者である、あるいは畿内出身者であることが、いつたいどのように虫麻呂作品の理解にはたらきかけるかという、文学上の問題としてとらえるべきではないか、ということである。確かに、東国在住をある期間継続した居住、あるいは国府の官人と考えようとする論は多い。ならば、虫麻呂が宇合と親交を結ぶきっかけとなつた常陸国在任の時期はいつ頃か。

虫麻呂と宇合との接点は、卷六の九七一・九七二番歌の題詞のみであるが、この天平四（七三三）年の宇合との関係と、虫麻呂に常陸の歌が多くあることを結びつけて、虫麻呂もその時期に常陸に在住し、常陸国において国守と属官という関係で親交を結ぶにいたつたとしたのは、佐佐木信綱氏が最初だらうか。<sup>(注10)</sup>後に、久松潛一氏が「恐らくは宇合が虫麻呂の歌才を愛するの余り、常陸へ赴任するに際して、虫麻呂を部下として伴つたのであらうか」と補説を出され、先にも述べたように基本的にこの説は支持されている。

宇合の常陸在住は、『続日本紀』によつて養老三（七一九）年前後であることが明らかである。そうすると、「検税使大伴卿の、筑波山に登る時の歌一首并せて短歌」（卷9一七五三・一七五四）や、「鹿島郡の刈野橋にして、大伴卿を別るる歌一首并せて短歌」（卷9一七八〇・一七八一）にうたわれる「検税使大伴卿」は誰なのだろうか。『新編全集』にいうように、『万葉集』に「大伴卿」とある場合は、大伴旅人をさすのが通例である。<sup>注12</sup> このことから、一七八〇・一七八一番歌のよう、単に「大伴卿」とあれば、旅人と解するのが自然であり、それに関連する一七五三・一七五四番歌の「検税使大伴卿」も旅人とすることが、もつとも穏やかな理解と考えられる。かりにこの大伴卿が旅人であるならば、東国訪問はおそらく養老年間となるだろう。そして今、宇合と虫麻呂との接点にこの大伴卿を考え合わせるならば、大伴卿は旅人が想定されよう。

しかしながら、検税使に任じられる位階に、旅人の官位である養老四（七二〇）年までの四位、天平二（七三〇）年までの三位が合わないとして、右の通説に対する異論がここから提出されている。たとえば小島憲之氏は、『万葉代匠記』（精撰本）の説にしたがいながら、この役を五位か四位の者が任じられるものとみて、旅人は靈龜元（七一五）年に從四位上であるから、虫麻呂はそれまでに常陸に在國していく大伴卿を迎えたと指摘された。そして、虫麻呂は宇合の前任者石川難波麻呂とともに和銅七（七一四）年に下国し、次の国守である宇合とはすれちがいで帰任上京したか、国守交替後も常陸に在任して新長官宇合に仕えたものと推測され、大伴卿旅人説の可能性を認められている。<sup>注13</sup> 旅人が養老二（七一八）年末まで從四位、正四位までを含むならば養老四（七二〇）年末までとなる。四位の時の検税使とすれば靈龜年間に限定できず、養老年間の旅人の常陸下向は可能であつて、虫麻呂の和銅七年下向説を説く必要はない。

一方、常陸国在任の時期を下らせる説もある。徳田氏は、旅人が和銅四（七一二）年四月には従四位下になつているから、検税使を旅人とするなら彼の常陸下向はそれ以前でなければならない。虫麻呂の在住もその頃でなければならぬと指摘され、そうすれば、宇合との常陸における主従関係は想定できないと指摘されるのである。そして、養老年間の検税使を考えるなら、大伴氏の当時の五位の人物は宿奈麻呂・道足・牛養らがいるが、いずれも検税使としての該当性に確実さがないと述べられ、卷九の相聞の部の配列順より、大伴卿と別れた歌は天平六（七三四）年以後の作、虫麻呂の東国行きは天平末年の頃と推定されている。くわえて卷八や卷九の配列のうえから、虫麻呂は天平中期末期の歌人であると指摘されていり<sup>〔注14〕</sup>。

井村氏は卷九雜歌のなかの、虫麻呂歌集内部の作品配列の面から検討をくわえられている。それがおよそ年代順と考えられ得るとし、春三月難波往復歌（卷9一七四七番歌以下）は、天平六年の行幸時のものと推定され、その後に検税使大伴卿の筑波山登山の歌および常陸国関係歌の位置によつて、虫麻呂の常陸赴任は天平六年以後、大伴卿は牛養（養老四（七二〇）年正月から天平八（七三六）年末まで従五位下）であるとされた。さらに、井村氏は憶良から虫麻呂への影響関係も説かることによつて、右の想定を強化されている<sup>〔注15〕</sup>。その後の大久保正氏の虫麻呂と庇護者宇合の関係を強調した、いわば通説を支持する論<sup>〔注16〕</sup>、後述するが、金井氏の井村氏への反論などを受けて、さらに虫麻呂の第四期歌人説の再論<sup>〔注17〕</sup>や虫麻呂歌集の元の姿をとらえようとした論<sup>〔注18〕</sup>を次つぎと提出され、大伴牛養説をふたたび主張されるにいたつている。

虫麻呂の常陸在任時期の問題は、養老年間か天平中末期かという二十年ほどの大きな幅で確定をみない現状にある。したがつて、虫麻呂が第三期の歌人か第四期に属するかは、今後史実や歌の配列様態、さらに第三期・四期の作歌傾向からの判断といった、多角的な面からの検討が必要だろう。そして、憶良と虫麻呂との相互関係も文学史的観点から検討を要する問題となつてくるようと思われる。

徳田氏の論に対して、五味氏は検税使・按察使・巡察使の他、節度使・問民苦使についても精査され、特に按察使の例から三位が七名、四位が十六名、五位が十六名存在するため、五位のものを任命するのが慣例であるとはいえない指摘。つまり、検税使は三位でも四位でもその可能性があると論じられている。大伴旅人をこれに当てはめてみると、三位なら天平二（七三〇）年末まで、四位なら養老四（七二〇）年末までであるから、虫麻呂は養老年間に旅人を常陸で迎えることはできたはずである。さらに井村論に対しても、虫麻呂歌集の歌の配列順序、特にその根拠の中心である卷九の一七四七番歌から一七五〇番歌の題詞の「春三月」を、天平六（七三四）年の聖武天皇行幸の折りのものとすることは、確実なことではないとされた。たとえ天平六年の創作としても、虫麻呂歌集の歌の配列順序が年代順ではないことの根拠となると述べられ、五味氏は検税使大伴卿が常陸国を訪れたのは、養老三年か六年か七年のいずれかの夏と結論づけられている。<sup>注19)</sup>

また金井氏は、井村氏の虫麻呂歌集内部での歌の配列が、年代順であると推定することからはじめられている点に、年代順である必要はない指摘される。<sup>注20)</sup>確かに、一七四七番歌以下の難波往復歌を、宇合の知造難波宮事であった神龜三（七二六）年十月以後、天平四（七三二）年の間のこととしても不都合はない。井村氏の年代順配列にしたがうならば、虫麻呂の東国下向が現地作歌によるものとして、合計三度の現地巡行をおこなつたと推定する必要があろう。井村氏はこの点を、末の珠名娘子の歌在京時の伝聞による作、一七四四番歌以下三首を、常陸国赴任以前の東国巡回中の作とされるが、それでも二度の東国下向が必要になる。よって、金井氏は「東国出身の虫麻呂が己れの伝聞に基づいて珠名娘子の歌を、同じく己れの体験に基づいて東国の名所の歌を、ともに中央貴族のサロンで紹介を兼ねて披露したと考えた方がよい」と論じられている。

井村氏の論が相聞の部の大伴卿送別の長歌、雜歌の部の大伴卿筑波山登山の歌の配列順から、送別歌直前の藤井連遷任上京の作（卷9一七七九）を天平六年と想定し、天平六年以後の作とするについて、金井氏は相聞の部

の年代順を認めるならば、「送別歌の直後の人麻呂歌集の二首の配列を処理しなければならない」と指摘された。

井村氏のいわれる虫麻呂作品を天平六、七年以降とする想定で論じられている点に、問題が残る。なぜなら、金井氏が指摘されるように、虫麻呂作を養老年間とする立場からは逆の関係をも成立し得るからである。ついで井村氏が水江の浦島子の長歌について、未詳あるいは天平六年とされている点にも、金井氏は東国巡行以前の作として、天平五（七三三）年以前とみなすことは、憶良の天平五年作の好去好来歌（巻5八九四）や、恋男子名古日歌（巻5九〇四）との前後関係をどう解すべきかの問題が残ると主張されている。

このように諸説を見ていくと、検税使大伴卿は安麻呂（『万葉代匠記』（初稿本）など）、道足（『私注』など）、牛養、そして旅人かということになる。ただし、安麻呂では歌の配列からみて齟齬をきたし、道足であれば検税使として東国を訪れたのが天平七年とすると、道足はこの時参議右大弁四位下だつたわけで、検税使の兼務は不可能にちかい。以上のことから、虫麻呂歌集の配列順序の問題も重要であるが、ここでは『続日本紀』による検税使大伴卿の相当官位による推定を選択し、『万葉代匠記』（精撰本）以来の旅人説が、もつとも穩当と判断したい。

したがつて、虫麻呂の常陸在住時期についてもまた、虫麻呂の歌人としての活動時期と合わせてまだ確定できない現状にある。養老年間なのか天平年間なのか、いずれとも仮定のうえに成り立つた推測であるため、小稿では常陸国における宇合との関係を想定し、あえて養老年間説にしたがつて叙述を進めよう。

### 三

虫麻呂が餞歌をうたつた藤原宇合とはいつたいどのような人物だろうか。藤原不比等の第三子、次兄房前と同母で、名を馬養とも表記したようであるが、天平九（七三七）年八月五日に亡くなっている。『続日本紀』を整理し

てみると、次のようになる。

- (1) 靈亀二 (七一六) 年八月 遣唐副使に任せられる。
- (2) 養老三 (七一九) 年七月 常陸国の国守に任せられる。安房・上総・下総の按察使にも任せられる。<sup>(注22)</sup>
- (3) 神亀元 (七一四) 年四月 征蝦夷持節大將軍に任せられる。
- (4) 神亀元 (七一四) 年十一月 征蝦夷持節大將軍として凱旋。
- (5) 神亀三 (七二六) 年十月 知造難波宮事に任せられる。
- (6) 天平四 (七三三) 年八月 西海道節度使に任せられる。

このうち虫麻呂との関係においては、(6)は当然のことながら(2)と(5)について、その宇合の活動範囲と虫麻呂の歌にうたわれている土地とが重なっている。

次に、『尊卑分脈』を見てみよう。

官至参議正三位勳二等式部卿兼大宰帥。器宇弘雅。風範凝深。博覽墳典。才兼又文武矣。雖經<sub>一</sub>嘗軍國之務。特留心文藻。天平之察。獨為翰墨之宗。有集二卷。猶傳也。

ここには「有集二卷」とあるが、現存しない。しかしこれによつて、宇合の漢文の素養は「集」をなすほどであったことがわかる。宇合に詩作は、『懷風藻』に詩序二篇を含む六篇と、『經國集』に「棗賦」がある。このうち『懷風藻』に収載のものを取り上げてみよう。

- ① 暮春南池に曲宴す一首并せて序 (88)
- ② 常陸に在るときに、倭判官が留まりて京に在すに贈る一首并せて序 (89)
- ③ 秋日左僕射長王が宅にして宴す一首 (90)
- ④ 不遇を悲しう一首 (91)

## (5) 吉野川に遊ぶ一首 (92)

## (6) 西海道節度使を奉ずる作一首 (93)

宇合の作品は、『懐風藻』のなかでもっとも多い。金井氏が「宇合の文学の本領は漢詩文」と指摘されるとおり<sup>(注23)</sup>、②や⑥の作品などは、虫麻呂に関係ありそうである。また、②の「倭判官」が誰であるかが判明すれば、なおいつそう宇合のことが明らかになると考えられよう。それにしても「宇合の文学の本領は漢詩文」でありながら、『万葉集』にも、

(a) 玉藻刈る沖辺は漕がじしきたへの枕のあたり忘れかねつも

(卷1七二二)

(b) 昔こそ難波ゐなかと言はれけめ今都引き都びにけり

(卷3三一二)

(c) 我が背子を何時そ今かと待つなへに面やは見えむ秋の風吹く

(卷8一五三五)

(d) 晓の夢に見えつつ梶島の磯越す波のしきてし思ほゆ

(卷9一七二九)

(e) 山科の石田の小野のははそ原見つか君が山路越ゆらむ

(卷9一七三〇)

(f) 山科の石田の社に幣置かばけだし我妹に直に逢はむかも

(卷9一七三一)

の、短歌六首を収載する。(a)は「大行天皇、難波宮に幸す時の歌」の題詞のもとに、その前の忍坂部乙麻呂の歌とならべられている作品である。(b)も(a)に見られるように、難波に関係する「難波の都を改め造らしめる時に作る歌」という題詞をもつ。たとえば服部喜美子氏は、(b)の歌をとりあげて漢詩の句法が取り入れられていること、(c)と(e)の歌が女性の立場で創作されていることなど、また(e)と(f)の歌が人麻呂歌集や作者未詳歌などに学び、それを念頭に創作していると指摘されている<sup>(注24)</sup>。

この指摘からも理解できるように、これらの歌うたから宇合が漢詩のみにとどまらない素養をもち得ていたことを示しているといえるだろう。そして、この服部氏の論をふまえながら、村瀬憲夫氏は歌の内容や宇合の経歴と、

「古集」所収歌の配列順の整合性から、『万葉集』の編纂に用いられた資料の一つである「古集」の編者が、宇合であつたのではないかと述べられている。<sup>(注25)</sup>確かに、宇合は靈龜二（七一六）年に遣唐副使として唐にわたり、漢詩についての新しい教養や近代文学への素養を高めたといつてよいだろう。

それでは、その漢詩文の素養という面から当時の官人たちを考えてみたい。たとえば『令』（卷五）において、位階や官職の類別、および授与する時の諸原則を規定した「選叙令」（秀才進士条）によると、「凡そ秀才是、博学高才の者を取れ。明経には、学二經以上通せらむ者を取れ。進士には、明らかに時務を閑ひ、并せて文選爾雅読めらむ者を取れ。明法には、律令通達せらむ者を取れ。皆片正清循にして、名行相ひ副ふべし」と記している。また同じく『令』（卷五）のなかで、官人登庸試験や官人の勤務評定を規定した「考課令」（明経条）に、「凡そ明経は、試みむこと、周礼、左伝、札記、毛氏に、各四条、余経に各三条、孝経、論語に、共に三条。皆経の文及び注を挙げて問ふことと為よ。其れ答者、皆義理を弁へ明らかにし、然うして後に通せりと為べし」とある。

それぞれ一部の引用ではあるが、これらから『文選』『爾雅』『周礼』『左伝』『札記』『毛氏』『孝経』『論語』など、官人として学ばなければならない学識が見出だせる。しかしながら、これらを学んで任用された官人たちの官位はそれほど高くはない。東野治之氏は、官人になるためには諸司の雜任としての舍人としての地位を得て、官人見習いとして働くものであったと述べられている。<sup>(注26)</sup>しかし、当時は政治をつかさどるものは、必ず漢文学の教養を積んでおかなければならなかつた。文書などの公式なものはすべて漢文で、たとえ下級の官人でもそれが文官的な職務につくものであるならば、最小限公の仕事に必要な漢文をつづり、書く能力と基礎的な算術能力を身につけておくことであつた。

東野氏の指摘によれば、下級官人の教養の基礎は、難波津の歌や千字文といった識字の教科書と、官吏の職務に不可欠な律令・算術に関する知識であり、また『論語』『孝経』のような初步的な経書、そして『文選』その他の

詩文集である。学問で身をたてられるのは、一部のかぎられた人たちであつて、以上のことから、官人宇合の漢文學の素養の高さがうかがえよう。いいかえるならば、宇合につきしたがつた虫麻呂にもまた、これらの素養が存在し得たといえる。

その一方で、虫麻呂が養老年間に常陸国で宇合の属官であつたとの推定から、武田氏<sup>(注27)</sup>、久松氏<sup>(注28)</sup>らは、風土記の記事（地名・語句など）に虫麻呂歌と類同のものが見られることに注目されている。たとえば武田氏は、「風土記撰修時代なる和銅年間に虫麻呂が常陸国に官仕して居つたとすると虫麻呂を風土記の読者とするより更に進んで常陸国風土記は却つて虫麻呂の遺物と論じ得る機会である」と、『常陸国風土記』の編述に、積極的に虫麻呂の関与を認められている。氏は、宇合は監修者としての立場で実際に直接その任にあたつた撰修者のひとりが虫麻呂であると指摘している。虫麻呂編述者説は支持されるものの、これらの論はすべて虫麻呂の作歌内容やその表現が、『常陸国風土記』に類似しているという、虫麻呂の残した唯一の手がかりである作品に目を向けたものである。

あるいはまた、小島氏は『常陸国風土記』が六朝文学の四六駢儷体によつてつづられていることや、『文選』にみられる漢籍語を多く利用していること、また中国の法律語を応用していることや助字などに六朝以来の俗語を用いていることなどから、この述者が漢文学に十分な素養のあることを認められている。そして、この述者には虫麻呂と字合が有力な候補となつてゐる。小島氏は、虫麻呂との関係については強く主張されるものの、完成した『常陸国風土記』あるいはその草案を虫麻呂が閲読し、模倣した可能性をも考慮に入れる必要があるとして、編纂参加については疑問を残すにとどめられている。<sup>(注29)</sup>井村氏も、虫麻呂が漢籍から少なからず文字や発想を取り入れていること、同様に『常陸国風土記』をなんらかの機会に読み、その土俗の記事や華麗な文章に詩心を刺激されたのではないかと論じられている。そして、それらの機会を与えたのが宇合であつて、宇合の所蔵する稿本の貸借の可能性にも触れられ、くわえて虫麻呂が憶良の表現を拝借していることを強調されている。<sup>(注30)</sup>

つまり、『常陸國風土記』成立年代は養老五（七二二）年以後、養老八（七二四）年頃までで、宇合が養老三（七一九）年には常陸國守になつてゐる。『常陸國風土記』は、国司の「解文」のスタイルをとつてゐるもの、記事の採録その他編述に関わることを国司ひとりがおこなつたとは考えにくい。したがつて、虫麻呂が宇合と養老年間に交渉をもつていたことからも、虫麻呂と宇合の両者を編述者に擬することは、不自然ではない。<sup>(注31)</sup>一方、虫麻呂こそ東歌の採録者で、東歌採録という文学活動が、虫麻呂の身近でおこなわれていたとの指摘が多い<sup>(注32)</sup>。そうすると、虫麻呂の作品形成のうえに影響が生じる。しかし、作品においてその影響が顕著に見出だせないことから、部分的にのみ影響を受けたとするかぎり、無理のない想定だろう。よつて、虫麻呂論を展開するうえで、これらを念頭にいれる絶対性はないようと思われる。

以上のように、虫麻呂の出自を見てきたわけだが、虫麻呂研究は史実からではなく、その作品から推測する方法をとるしかないわけで、事実、従来の諸説もこのような情況のなかで進められている。ただし動かないのは、この宇合との関係が虫麻呂歌を考えるうえで重要であり、その他に諸先学の同意を得た推定に、常陸國関係の歌が多いことから、ある時期常陸國に在住したであろうこと<sup>(注33)</sup>、難波往復途次の歌（卷9一七四七以下六首）から大和国にも在住していたであろうこと、この二点だろう。

これ以上の詳しいことがら、たとえば常陸國在住時に國府の官人であったか否か、官人であったとすれば中央から派遣されての在任か、東国出身者として現地採用か、その在任時期はいつ頃かなど、すべて明確ではない。だからこそ虫麻呂の経歴に関してさまざまな推測が生じ、それらの推測成立のためにあらゆる面からその可能性を検討することによつて、最も妥当とする推論を整合的に客観的に構成する他はないのである。

虫麻呂の研究は、他の万葉歌人と同様に昭和五十年前後から活発になつてゐる。論文の数も多く、その論点も多岐にわたつており、公刊された論文のすべてにふれるならかなりの紙幅を要する。したがつて、多くを割愛せざるを得ないが、研究史をたどるうえで重要な論文から研究の動向をながめてみよう。先に述べたように、虫麻呂の経歴は、人麻呂や赤人同様に『続日本紀』などの正史、その他同時代の史料によつてうかがい知ることはできない。したがつて、『万葉集』収載の作品の題詞や内容によつて推測せざるを得ず、虫麻呂の創作活動をどの時期に設定するかもまた、作品への理解は大きくかわつてくる。

現在では、はやくに佐佐木氏の指摘された「伝説歌人」「叙事詩人」としてのみ、虫麻呂をとらえる立論は見られない。<sup>[註35]</sup>むしろ虫麻呂の伝説歌成立に彼の複雑な内面を説き明かそうとする論が提出される。なかでもその先駆的で主導的な論者である犬養孝氏は、いわゆる伝説歌として取りあつかうことのできない霍公鳥の歌（巻9一七五六・一七五六）や、筑波山秋景の歌（巻9一七五七・一七五八）の心情表現に着目され、虫麻呂の本質を「孤愁のひと」としてとらえられている。また他の歌についても同様に、孤愁の心が美化された第二の現実の構築に向かわせ、さらに美への思慕が耽美の世界の陶醉へと発展したところに成立した作品であると説かれている。<sup>[註36]</sup>この孤愁の心、いわば病める魂は「すでに爛熟頽靡に向つた律令社会の、わけても宫廷貴族和歌圏内の教養人であり且都会人である」（犬養論）ことの、ひとつの現象であつたのだろう。

つまり、ここにきて叙事詩を可能にする詩人の抒情的な側面が切りひらくれつつあつた。この時期に提出された青木生子氏の論にも、「孤独な心」「旅愁の心」「憂愁の心」なる評語が見られ、やはり虫麻呂歌に抒情的因素が濃厚であることに注目されている。<sup>[註37]</sup>また、この時期には八木毅氏の虫麻呂論が重ねて提出される。氏は、「天平美術

の空気の中に生活した虫麻呂は、表現手法においてはより写実的に、そして内容においては時代の悲しみと、人間の孤愁とを官人としての自覚の下に、人間的な『態度』で歌ふことをやめなかつた歌人」と指摘され、また「人間的な悲愁を通して理想を憧憬する内面的な力」をもつ天平美術の盛んな時代に虫麻呂を位置させ、いわゆる伝説歌を歴史的に把握しようとされた。<sup>注38</sup>これらは、歌から純粹に個人の性格を読み取ろうとする立場にある論といえよう。

さらに井村氏は、歌に見られる願望・希求の表現形に注目され、筑波山秋景の歌や霍公鳥の歌は青年期の甘い感傷をまじえた孤愁であり、青年期特有の浄化され理想化された美へのあこがれ、あるいは美的生命感の拡張・充足への願望のなかに「若い虫麻呂」像をとらえられている。<sup>注39</sup>また、珠名娘子の歌（卷9一七三八・一七三九）は生命的十全な表現であつて、若々しい恋心の開放であると指摘され、嬌歌会の歌（卷9一七五九・一七六〇）も若々しい生命の拡張・充足を感じる自我像への陶酔と述べられている。伝説歌成立の契機や創作意識、またスタイルにおいてはその登場人物と密接に関連するところから、「伝説歌人」「叙事歌人」が生きた実体をあらわしてくるとも論じられている。

あるいはまた、中西氏は「眼前にない幻想を描いて語る詩人」と指摘され、伝説歌の「きらびやかな華やかな様相」が幻想の華麗さによるもので、それゆえにそこに詩人の深い憂愁があらわれたものと論じられている。<sup>注40</sup>虫麻呂の憂愁・孤独が律令官人としての夢とその破綻によるものとして、「自嘲の中に孤独を一層深めながら、孤独の中で華麗な幻想を夢見た詩人」「幻想詩人虫麻呂」と位置づけられた。同様に高野正美氏も、伝説歌を虫麻呂の「虚構」として取りあつかうべき諭旨を述べられている。<sup>注41</sup>それぞれ虫麻呂歌に対して、表現的な振幅の大きさを虫麻呂の詩人としての本質から一元的に解明しようとされており、興味深い説といえよう。

こうした作家論とは別に、この時期、『万葉集』の研究に「内廷の文学」「皇子文学圏」（中西氏）や「トネリ文学」（伊藤博氏）など、歌人の存立条件ならびに歌の成立する条件に、作品の制作・享受の場、作者の立場などを

考慮にいれて虫麻呂を理解しようとする論が提出されている。なかでも久松氏は、虫麻呂の創作の理解者であり、文苑の主宰者である文人宇合の存在を重視している。<sup>(注42)</sup> 中西氏も嬌歌会の歌を例に、虫麻呂の時代の現実として嬌歌会があり得ないから、嬌歌会の歌は上司に命じられて作つたと考える方が妥当であつて、この歌の通俗性の背後に発表の場としてのサロンの存在が感じられるといわれる。虫麻呂の場合のサロンとは、天平四年の宇合送別歌をもとに藤原宇合のそれであつたと推定されているのである。<sup>(注43)</sup> 大久保氏もパトロンとしての宇合を想定し、虫麻呂歌は宇合のサロンの場で、依頼者の存在のもとで発表されたものと説かれている。<sup>(注44)</sup>

金井氏も、宇合というパトロンなしには虫麻呂の長歌制作の場があり得ないと主張する論者のひとりである。中西・大久保両氏の論に賛同する形で、当時の文学史的状況および虫麻呂のような下級官人の立場を考慮にいれることに、賛同されていて<sup>(注45)</sup>いる。氏は、貴族大官のサロンに歌の発表の場を与えられている虫麻呂の立場を重要視され、天皇行幸などの場ではない、公的・半公的な場としてのサロンで、無限定に個人を、個性を表現することは不可能であることを強調する論者のひとりであるといつてよいだろう。

犬養氏の論じられた孤愁の心、井村氏の説かれた浄化された美へのあこがれといった、いわゆる一元的な本質解明の論に対して金井氏は理解を示されつつも、享受者の嗜好に沿つてうたわなければならなかつた虫麻呂の立場から、歌のなかには公的・半公的の、いわば儀礼的な応需作品（巻6九七一・九七二、巻9一七四七・一七五四・一七八〇・一七八一など）もあると指摘される。そして、虫麻呂の資質や特性は歌の裏側に隠されているとして、作品の一元的理解の困難さを述べられ、表裏相まつた両面の検討のうえに、詩人像をもとめる必要性を説かれている。つまり虫麻呂の作品には、個人的作品と応需作品があるとして、二元論を提案された。

個人的作品と応需作品とを統一的に、ひとりの歌人の創作活動の成果として、一元的にとらえなければならないと思われる。当然、これら諸先学の説を学びつつ虫麻呂像をとらえることは、必要不可欠と考えられる。金井氏の

述べられるように、字合のサロンで朗誦のための歌と仮定するならば、常陸国在任の中央貴族たちに、その家柄からも古伝承に親しい、あるいは『常陸國風土記』編纂参加の立場の虫麻呂が、筑波山の耀歌会を紹介して見せたなどといった、この歌の作歌契機を説かれるのにも配慮すべきだろう。

珠名娘子の歌（巻9一七三八・一七三九）についても、孤愁の詩精神との整合性をもつてサロンの聴衆の興味に応じた作、常陸赴任以前の在京時代の伝聞に基づく作と想定する説などでは、いまだ十分ではないのではないか。確かに、虫麻呂は聴衆よりもこれら娘子について詳しい知識をもつていたとは思われる。それを歌で紹介するところに作歌契機があつたのだろうが、たとえ在京サロンのなかで、東国出身者ゆえの知識をくわえたとしても、また十分に理解が及んでいるとは思われない。女主人公へのたらきかけのない客観的描写に撤している点に、金井氏は、虫麻呂の美人描写に期待をよせるサロンで、自己の心情態度と相容れない女主人公の、東国の美女への興味をもつ、依頼者の要求に応じてうたわなければならなかつたことによるのではないかといわれる。ここに、サロンに生きる虫麻呂の自己表現の限界性を説かれるのである。

別に、金井氏は真間娘子の歌（巻9一八〇七・一八〇八）の「身をたな知」るという表現を、作品理解のキーワードに論じてもいる。氏は、虫麻呂歌に願望表現の顕著なことを認めながら、その願望の実現を確信したり、予期したりする歌がほとんどない、自身の生が現実と調和して存在することを欲しながらも、現実と対立した時は現実から身をひき疎外されていく、「疎外者」としての虫麻呂像を描かれた。<sup>注46</sup> 同様に、「身をたな知」るに注目された坂本信幸氏は、『万葉集』のなかの「身」の用例を検討され、虫麻呂のうたう「身」が「消ぬべき身」「借れる身」という自己認識、人の定めのはかなさを嘆く歌人ととらえられている。さらに、そこから「身のはかなさの自覚」「常世・永生の希求」が虫麻呂の本質的な特徴であるといわれ、伝説歌をうたう虫麻呂を、現実のはかなさを知るがゆえに、伝説のなかに永生を願つていると述べられる。<sup>注47</sup>

ここで、金井氏の論でもつとも注目すべき点は、作家論の成立について、本来どの作品にも作家の表現は存在し、それを認めることがらはじまるものの、どの作品にも作家の意志が十全に込められているとはかぎらないという指摘だろう。金井氏は、虫麻呂の歌人としての立場を誰かの要求を満たすために歌が作られ、それには虫麻呂の本質や詩精神よりも、依頼者の興味や場の雰囲気への妥協が色濃くあらわれると述べられている。つまり、虫麻呂の周辺状況への配慮の必要性を説かれるのである。その依頼者のいるサロンが単に発表の場の提供にほかならないというレベル、公にされた場所としてのみ機能されたと考えるならば、虫麻呂が歌をうたう契機になつたとするものが、別に存在すると考えられるのではないだろうか。

ならば、虫麻呂は常に自身の歌をサロンという場以外ではうたわなかつたのだろうか。歌として現在存在するのが、『万葉集』に虫麻呂歌集の存在を明記していながら、『万葉集』に記載されるものが全てである。したがって、それがサロンの場でうたわれたものだけを記載したのかもしれない、そのようなうたい方が虫麻呂本来の詠作方法なのかもしれない。とはいへ、反対に虫麻呂に確立した詠法が存在し、顕著にサロン的性格を帯びた歌数首が、『万葉集』に取り込まれていったと考えることも、また可能だろう。たとえサロン的性格を帯びていようといまいと、ある種の虫麻呂の詠作方法が存在していれば、作歌時の状況の如何にかかわることなく、なんら支障をきたさない。そうであれば、あらためて虫麻呂にとつて、歌は常にどのような存在だったかを考える必要があるだろう。

そこで、虫麻呂の中国文学の素養についての先学の知見に、一つの解説の手がかりがあるようと思われる。はやくには、折口信夫氏や都筑省吾氏の示唆がある。<sup>(注48)</sup> また小島氏は、虫麻呂歌の題詞「詠ノ歌」のスタイルが、中国文学の詠物詩の方法を学んだものであること、虫麻呂のいわゆる伝説歌に用いている長歌形式や、長歌・短歌の文字表現に漢籍の借用が認められることなど、具体的に指摘されている。たとえば、虫麻呂の筑波山秋景（巻9一七五七・一七五八）の歌句の一部が、詩賦の章句に近いものであるといった出典論からの貴重な指摘である。<sup>(注49)</sup>

また、中西氏は虫麻呂を人麻呂・憶良・赤人・金村・福麻呂とともに、大局的に辞賦の系譜に連なる歌人として位置づけられ、『万葉集』の長歌が中国の辞賦を規範として、あるいは影響を受けて成立していることに言及されて、長歌の公的性格に解明の糸口を説かれている。<sup>(注50)</sup>ただし、中西氏の論文は極めて概観的なものであって、細部においてさらなる検証や周辺状況への考慮を必要としようが、万葉長歌の作者が中国の辞賦の作者と似た立場で作歌し、なおかつ辞賦の存在を知ることによつて、そこから個性差による相違などの諸要素がくわわることで、意識的に影響を受けたと論じられており、注目すべきだろう。しかし、なぜ中国の漢文学の素養をもつて歌を詠まなければならなかつたのかは、中西氏の論ではいまだ十分に言及されているとはいがたい。

## 五

昭和五十年前後に虫麻呂研究が一応そろつたことは、虫麻呂研究のうえで大きな進展があつたというべきだろう。それにしても、今日あらためてこれらの論を読みなおしてみると、いざれも独自の論陣を張つており、そこに展開されている虫麻呂論にはかなりの振幅があるのを否めない。虫麻呂の文学に肉迫していく研究者主体が、対象となる作品とどのように関わっていくかという、方法論の相異といつてもよい。

さらに昭和五十年前後といえば、文学研究における主体のあり方が、方法論の有効性の是非ともからんで、問題化されてきた時期でもあつた。たとえば中西氏は、錯綜した諸説を整理し、甲乙いすれかの説が正しいかを判断するような研究は、「独創の輝き」（着眼と方法）のない「他者の糟糠を舐めるごとき論文を、われわれは末梢しようではないか」といわれている。研究の結論は着眼と方法とに随伴するものであつて、「そこに求められたものが、その研究者にとつて最も大切なだと考えている」と述べられている。そして、文学研究は「鮮烈に主体が関与

していなければならない」といわれる所以である。主体不在の「がんじがらめの中で憔悴した研究を蘇生せしめる」「〔研究と批評〕」ことを強く主張されている点に、注視しておきたい。

ところで、『万葉集』研究において、その主題の骨子は大きく「文献学的研究」と「文学的研究」の区別が見られ、前者には「書誌学的研究」「本文批判的研究」「訓詁注釈的研究」、後者には「文芸的研究」「歴史社会学的研究」<sup>(注52)</sup>「民族学的研究・風土的研究・比較文学的研究」と細分化できる。右に鳥瞰してきた虫麻呂の研究も、こうした研究の諸分野に眼を配った研究であるといってよいだろう。

すでに述べたが、小島氏はこの「本文批判的研究」や「訓詁注釈的研究」のうえで、中国文学の膨大な表現を涉猟する、いわゆる出典論から虫麻呂の作品にあらたな評価を与えられている。たとえば富士山を詠む歌（卷3三一九）では、「山が国などの鎮であると云ふ表現は、詩賦に例が甚だ多」いなどの指摘。珠名娘子を詠む歌（卷9一七三八）では、うたわれる女主人公の肉体の描写「腰細」が、「細腰」（庚肩吾「南苑看人還」『文選』卷8）・「纖腰」（陸雲「悠悠君行邁」『文選』卷3）などに学んだとする指摘だらうか。<sup>(注53)</sup>

あるいは、嬢歌会の歌（卷9一七五九）に「嬢歌」が『文選』収載の「魏都賦」の「或明發明而嬢歌」の李善注に出典をもつことは、すでに指摘されているものの、小島氏は「文選を読まない者には書けない特殊な文字である」といわれている。さらに、「嬢歌」が「漢籍語を用いた事実は、漢籍読破の力があつたことを思はせる」として、「虫麻呂歌集からこの匂ひの強い文字を任意に摘出」されている。具体的な例をあげることは省くが、氏は虫麻呂歌に「何れも漢籍語を応用した文字表現」「訓詁を要する文字を用いた点に彼の用字表現をみる」「虫麻呂の用字は漢籍を学んだ結果がそのまま現はれてゐるとみなければならない」と重ねて指摘しているのである。<sup>(注54)</sup>

これらの小島氏の方法と姿勢はやや異なるものの、坂本氏は訓詁注釈の意義の大きさを説かれている。坂本氏は、「訓みは解釈に繋がる」とする語彙からのアプローチ、たとえば河内の娘子をうたう歌（卷9一七四三）の「心悲

久」をどのように訓るべきかといった点に着目され、詳細に検討を重ねられており、虫麻呂歌および虫麻呂像を考えるうえで重要な指摘といえるだろう。

(註55)

こうした中国文学を視野にしても、「比較文学的研究」は、前掲の小島氏や坂本氏の論とは異なる読みの可能性を拓いてきているといえよう。周知のように、いわゆる「比較文学的研究」は、『万葉代匠記』に見られる用字の分析による実証主義的方法からはじまって、昭和初期の先駆的研究の後、フランス比較文学の方法をとることによって活発化していった。もちろん前掲の小島氏の源泉研究である出典論が大きな成果をあげたことは、論を俟たない。ただ、それが出典論であるがゆえに限界も生じる。あくまでも明らかに表記されたものを対象とするため、対象の中心が『万葉集』内部の表記された用語や表現に偏りを見せることである。

そこで、中西氏が『万葉集』の独自性を顧慮し修正をくわえながら、文学史を構想され、作家論・作品論・主題論に主点をそえられるのだが、これらの論が文学史的に整理されることで、作家の運命や作品の形成、そして作品の思想や感情あるいは修辞や様式などが中国文学のなかから明らかになる。中西氏の方法ももちろん漢籍の広い知識に基づき、その出典を明らかにすることで『万葉集』の展開を跡づけるのだが、ここには中西氏の主体的な文学作品に対する批評の視点がくわわっている問題も見逃してはならない。中西氏は、比較文学は対比研究も含め「史的批評」であるといわれ、『万葉集』を通時的ながめて、その進展の歴史（万葉史）を組み立てるところからはじめられている。『万葉集』の進展の歴史が中国文学の影響の流れにそつてあると見た場合に、『万葉集』の歴史は漢文学史の情況のなかにおいてとらえなければならない。かつこうした文学史を通時的にのみ把握するのでなく、中西氏がここで展開されたのは、比較文学という方法によつて見出だされた史的批評としてのそれである。これは『万葉集』の新たな「読み」の方法でもあつたといつてよいだろう。

以上に述べてきた「比較文学的研究」を虫麻呂研究に引き寄せていえば、近年では、「筑波山に登る歌」について

ての辰巳正明氏<sup>注56</sup>や村山出氏<sup>注57</sup>の論考に注視される。辰巳氏は「筑波山に登る歌」の題詞に注目されて、天平期の漢文学的・學的情况のなかで、「登」を題とする虫麻呂の方法が中国文学に見られる「登高」詩であると論じられており、村山氏は、驕旅における心情を虫麻呂が「憂」の語をもつて表現したことが、『文選』をはじめとする中国文学においては、頻繁に見られる表現であると指摘され、東アジア文学のなかに作品をおいて読みなおす論といえよう。

しばしば問題視されているように、近年の文学研究は、些末的な精査のみに偏重するきらいがないわけではない。研究主題において、各分野ごとの区別が研究方法の区別であるわけではない。しばしばいわれるようく、文学研究は人文科学・社会科学・自然科学の諸科学分野の成果を取り込むことで、新たな展望を見せていく。こうした先行諸説に学びながら、比較研究を基本的な視座として試みようとするのが、小稿で確認したい今後の研究方法なのである。

前述したように、佐佐木氏によつて提示された「伝説歌人」「叙事詩人」なる評語は、現在までの虫麻呂論の指向性を大きく決定している感がある。また、東国の伝説をうたうことの多い虫麻呂と東歌や『常陸國風土記』などをつなぐのは、無理のない想定でありながらも、論証し得る材料もまた十全には見出だせない。あるいはまた、「幻想」ないし「第二の現実」としてのみ触れられている、虫麻呂に対する断片的な印象をでき得るかぎり捨てて、総体的にみたい。この点にこそ、虫麻呂の文学を理解する手がかりがあるのでないだろうか。仔細は別稿で述べたが、一例をあげて見ておこう。<sup>注58</sup>

### 富士の山を詠む歌一首并せて短歌

なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国と こちごちの 国のみ中ゆ 出で立てる 富士の高嶺は 天  
雲も い行きはばかり 飛ぶ鳥も 飛びも上らず 燃ゆる火を 雪もて消ち 降る雪を 火もて消ちつつ 言  
ひも得ず 名付けも知らず くすしくも います神かも 石花の海と 名付けてあるも その山の 堤める海

そ 富士川と 人の渡るも その山の 水の激ちそ 日本の 大和の国の 鎮めとも います神かも 宝とも  
なれる山かも 駿河なる 富士の高嶺は 見れど飽かぬかも

### 反歌

富士の嶺に降り置く雪は六月の十五日に消ぬればその夜降りけり  
富士の嶺を高み恐み天雲もい行きはばかりたなびくものを

右の一首は、高橋連虫麻呂が歌の中に出づ。類を以てここに載す。 (卷3三一九一三二二)

ここでは、山部赤人の富士山歌（卷3三一七・三一八）について、五味氏が指摘された「視覚的性質」<sup>(注59)</sup>を、虫麻呂の富士山の歌を明らかにするための、始発のモジュールとして用いる。さらに、中国六朝・初唐時代の文人の文芸環境を視野に入れながら、虫麻呂の視座のあり方を、取り巻く環境<sup>(注60)</sup>と虫麻呂の文人歌を考え、非文字文献である絵画を持ち込むところから明らかにしていく。自在で多面的な視座からうたう虫麻呂の表現が、地誌的な叙述が具体的で正確であり、いわゆる「絵画詠」とよばれるそれにきわめて類似していることから、山水画法のあり方を説く『画雲台山記』や『画山水序』の記述を、あたかもなぞるような詠法にも似ていることに着目して論じる。そして、文人歌として定位できるか否かを検証する。

むろん虫麻呂が、富岳図をもとに「絵画詠」をなしたというのではない。中国六朝・初唐の文人たちの活動に、詩歌の絵画化あるいはその逆の絵画の「絵画詠」を趣向していたこと、天平の文化サロンにおける宇合ら万葉の文人たちもまた趣向していたものとして、虫麻呂のごく身近にそうした画法と詠法とが存在していたと想定して考える。虫麻呂は天平文人のひとりであり、その歌は詩歌と絵画とが共鳴し合う環境、天平文芸の一作として創作されたのではないかと論じる。

小稿冒頭にも述べたように、虫麻呂研究は今後、天平期の文化事象を視野において、天平文人としての虫麻呂、

文人歌として虫麻呂歌を定位させていくことに注視すべきではないかと考えられる。

注

- 注1 武田祐吉氏「高橋虫麻呂論」『武田祐吉著作集 第七卷』昭48年。
- 注2 桜井満氏「和歌文学講座5 万葉の歌人」昭44年。
- 注3 五味智英氏「高橋虫麻呂管見」「万葉集の作家と作品」昭57年。
- 注4 五味氏 注3に同じ。物部氏は五世紀の履中朝頃から中央で有力となり、雄略・繼体朝頃に盛期を迎える。推古朝に聖德太子、蘇我馬子らによって滅ぼされた中央豪族であつて、奈良朝には右上朝臣がその直系を称していたという。
- 注5 中西進氏「高橋虫麻呂」『上代文学』第31号昭47年。
- 注6 金井清一氏「高橋虫麻呂 序論」「万葉詩史の論」昭59年。
- 注7 松原博一氏「高橋虫麻呂伝記考」『日本大学芸術学部研究3』昭48年。
- 注8 徳田淨氏「上代の郷土文学（常陸國の巻）」「万葉集撰定時代の研究」昭12年。
- 注9 井村哲夫氏「虫麻呂の閱歴と作品の制作年次について」「憶良から虫麻呂へ」「憶良と虫麻呂」昭48年。
- 注10 佐佐木信綱氏「改訂版 和歌史の研究」昭2年。
- 注11 久松潜一氏「常陸風土記と高橋虫麻呂」「増補改訂版 万葉集考説」昭17年。
- 注12 『万葉集』のなかの「大伴卿」の例で、旅人をさすのは計三十二例をかぞえる。他は旅人の父安麻呂か、作者に疑問のある「大納言大伴卿未詳」（巻3二九九）と見える例をのぞくと、題詞に大伴田主の名を記し、系譜上の説明さえなされている「佐保大納言大伴卿」（巻2一二六）と、題詞に「壬申の年の乱の平定まりにし以後の歌二首」と記された「大將軍贈右大臣大伴卿」（巻19四二六〇）の一例を見るに過ぎない。
- 注13 小島憲之氏「伝説の表現」「上代日本文学と中国文学 中」昭39年。檢稅使の他に節度使・問民苦使の場合をも加えた精査から、按察使に三位任命ができるため位階には幅があるとして、この役を五位か四位の者の任命の可能性を説かれる。旅人が靈龜元（七一五）年に従四位上、虫麻呂はそれまでに常陸に在国して大伴卿を迎えて、宇合の前任石川難波麻呂と和銅七（七一四）年に下国。次の国守宇合とはすれちがいで帰任したか、交替後も常陸に在任して宇合に仕えたものと推測される。

注14

徳田氏 注8に同じ。『続日本紀』の宝亀七（七七六）年正月戊申条と七月庚子条の二度の検税使任命の記事から、五位程度の人が任命されることを指摘。巡察使・巡察使の場合も五位任命の傾向が多いことを傍証として、検税使にも五位任命の可能性を説かれた。卷九の一七五三番歌の検税使が旅人とすれば、旅人が和銅四（七一）年四月に從四位下であるため旅人の常陸下向はそれ以前となり、当然虫麻呂の存在もその頃（天平五年宝字三年）となる。節度使は国司指揮下の軍をある期間統轄し、巡察使も長期・数国にわたる地方行政の監督官であり、大国守と同等かそれ以上の者が担当。巡察使は国司巡察の重任ではあるが、三位任命でないのは臨時・短期間の使であるため。同様に検税使も国司財政の検査役の重任ではあるが、臨時・短期の任のためその位階は巡察使の例を参考に、五位を中心には四位六位もあり得ると見てよい。虫麻呂作品の年代を判定する基準として、徳田氏の説は虫麻呂歌集と他作者の作品・歌集との配列先後関係を根拠とする。五味氏は、歌集内部での作品配列順には肯定的である。

注15  
注16

井村氏 注9に同じ。

大久保正氏

「高橋虫麻呂」『万葉集の諸相』昭55年。

注17  
注18

井村氏 「高橋虫麻呂—第四期初発歌人説・再論」『憶良・虫麻呂と天平歌壇』平9年。氏は「虫麻呂の作歌当時の歌稿にはあるいは『檢稅使大伴大夫』とあつたものを、歌集編纂時点での牛養の身分によって『檢稅使大伴卿』と記したものであろうか」と、この推測が成立するならば「虫麻呂歌集の歌巻としての成立は天平十一年四月以降と見なし得る」として、虫麻呂を第四期初発歌人として位置づけられているのである。

注19  
注20

井村氏 「高橋虫麻呂—虫麻呂歌集の元の姿を考える」注17と同書。

注21  
注22

五味氏 注3に同じ。

金井氏 注6に同じ。

注23  
注24

井村氏 「虫麻呂論の諸問題」注9と同書。

『続日本紀』養老三年七月十二日の記事によると、「…始置巡察使。…常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房、上総、下総三國」とある。

金井氏 「高橋虫麻呂と藤原宇合」注6と同書。

服部喜美子氏 「万葉集『梶島』考—宇合の文学—」『美夫君志』第11号昭42年。

## 高橋虫麻呂の研究史Ⅱ（西地）

注25

村瀬憲夫氏「藤原宇合と古集」『松村博司教授定年退官記念 国語国文学論集』昭48年。

同氏「藤原宇合と高市黒人－古集編者をめぐつて－」『美夫君志』第21号昭52年。

注26 東野治之氏『正倉院文書と木簡の研究』昭52年。

注27 武田氏 注1に同じ。

注28 久松氏 注11に同じ。

注29 小島氏「風土記の述作」注13と同書。

注30 井村氏 注21に同じ。

注31 実際の記事の採録活動を虫麻呂が担当し、上官である宇合は監修をしたと、編述の分担の指摘も見られるが、当時第一級の文人である宇合が自ら文飾を加えることもあつたはずである。

注32 久松氏 注11に同じ。虫麻呂に東国の歌が多いこと、宇合の属官として常陸在任した可能性から、また讌歌会の歌（一七五九）の注記などからの想定であるが、興味深いものの確証はない。虫麻呂の土俗性と東歌収集の志向とに共通点を見出だすものである。

注33 森本氏治吉氏「閱歴」「住地」「高橋虫麻呂」昭17年。

注34 次田潤氏「高橋虫麻呂」『万葉集講座1』昭8年。神龜二年十月以後、「知造難波宮事」だった宇合の下で難波宮修造に携わっていたとする推測は、「春三月諸卿大夫等下難波時」「難波経宿明日還来之時」の作歌の存在による。さらに氏は、その時期に宇合と親近した可能性を指摘している。

注35 佐佐木氏 注10に同じ。氏は、柿本人麻呂を「抒情歌人」、山上憶良を「人生詩人」、山部赤人を「叙景歌人」と位置づけられている。

注36 大養孝氏「虫麻呂の心－孤愁のひと－」『万葉の風土 続』昭47年。虫麻呂伝説歌の成立契機に、詩人と詩との関係の必然性に注目され、詩人の内面を規定され、「孤愁の心」こそ虫麻呂における伝説歌・叙事歌の契機となつたと論じられている。

注37 青木生子氏「抒情詩人としての高橋虫麻呂」『青木生子著作集 日本抒情詩論 第一巻』平9年。

注38 八木毅氏「高橋連虫麻呂における伝説歌の位置」『ばんせ』第15号昭26年11月。氏の一連の論文は、「高橋連虫麻呂歌集について」（『ばんせ』第6号昭25年11月）、「高橋連虫麻呂の用字法」（『ばんせ』第8号昭26年1月）、「高橋連虫麻呂における枕詞の

使用」（『ばんせ』第13号昭26年7月）、「真間娘子と芦屋菟原処女の歌」（『ばんせ』第22号昭27年11月）、「浦島伝説海部・高橋連虫麿作歌」（大阪大学 語文）第16号昭30年12月）。

井村氏「若い虫麻呂像」注9と同書。

注39 中西氏「万葉の開花」『中西進万葉論集 第四卷』平8年。

注40 高野正美氏「美女の死」「万葉歌の形成と形象」平6年。

注41 久松氏 注11に同じ。

注42 中西氏「辞賦の系譜」『中西進万葉論集 卷二』平7年。

注43 大久保氏 注16に同じ。

注44 金井氏「虫麻呂論のデッサン」『古典と現代』昭48年5月。長歌にどこまで虫麻呂の自発的な意志が認められるかは問題だが、たとえば筑波山関係歌（卷9一七五三・一七五四、卷9一七五九・一七六〇）に、東国の名山とその卑俗に対する都の官人たちの興味や好奇心を考慮すると、制作依頼者・享受者が強く意識されているといえよう。

注45 金井氏「疎外者の文学」注6と同書。

注46 坂本信幸氏「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂」『万葉』第83号昭49年2月。

注47 折口信夫氏「万葉集卷九－万葉卷別論（四）」『折口信夫全集 ノート編 第三卷』昭46年。氏は、虫麻呂歌集が単に虫麻呂個人の作品だけではないこと、虫麻呂歌集が宇合の手を経たものであるらしいと指摘される。都筑省吾氏「高橋虫麻呂が和歌史の上に占める位置について」『作者別万葉評釈 大伴家持・高橋虫麿篇 第五卷』昭11年。氏は、「豊かな客觀性を持ち、物に距離をもつて接することが出来た人」「意識を以つて客觀描写をなしてゐた人」と述べられている。

注48 小島氏 注13に同じ。

注49 中西氏 注43に同じ。氏は虫麻呂歌の題詞の形式、物語的叙事的性格、対話体を含む長歌の存在、歌の場のサロン的性格、そこから生じる詩人の特性、言辭の華麗さ、聴覚的性質、通俗性・娛樂性にいたるまで辞賦との類似に触れられている。

注50 中西氏「万葉集研究の方法」『中西進万葉論集 第七卷』平7年。

注51 中西氏 注51に同じ。

注52 小島氏「万葉集と中国文学との交流」注13と同書。

注53 小島氏「万葉集と中国文学との交流」注13と同書。

- 注54 小島氏 注13に同じ。
- 注55 坂本氏の主張がもつとも顯著にうかがわれる論として、「高橋虫麻呂」（『解釈と鑑賞』第62巻8号平9年）があげられよう。
- 注56 辰巳正明氏「旅と憂愁—高橋虫麻呂—」『万葉集と中国文学 第二』平5年。
- 注57 村山出氏「高橋虫麻呂『登筑波山歌』—亡歌の成立と背景—」『奈良前期万葉歌人の研究』平5年。
- 注58 拙稿「高橋虫麻呂の『富士の山を詠む歌』」『武庫川国文』第58号平13年9月。
- 注59 五味氏「赤人の不尽の歌—長歌の真実性について—」『万葉集の作家と作品』昭57年。
- 注60 高木市之助氏「日本文学の環境」『日本文学大系 原論篇 第五卷』昭13年。『万葉集』の環境を考えるうえで、氏は「その文芸的水準を高めえた」契機について、「外来文学すなわち漢文学の示唆」と「自然の恵沢」に求められることを論じられていく。ここでいう環境とは、高木氏の論による。